

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	保険料減免の取消し	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例施行規則第17条の2、第19条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 次の場合、保険料の減免を取り消す。 ・減免の決定後に、当該減免期間内における被保険者の資格や減免判定所得等に変更が生じ、当該減免について再度判定を行った結果、減免の理由がないと認めるとき （堺市国民健康保険条例施行規則第17条の2） ・減免の決定後に、当該減免期間内における被保険者の資格や減免判定所得等に変更が生じ、当該減免について再度判定をするために必要な書類が、定められた期限まで提出されなかったとき （堺市国民健康保険条例施行規則第17条の2） ・市長が保険料の減免ができると認めた理由が消滅したとき （堺市国民健康保険条例施行規則第19条） ※減免対象者の要件 「保険料の減免」の基準等公開票参照のこと。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第4号 「納付すべき金銭の額を確定する」に該当するため、手続省略。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	